

疾第 863 号
令和7年2月17日

公益社団法人岡山県医師会長
様
一般社団法人岡山県病院協会

岡山県保健医療部
疾病感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求等の調査について

平素より、本県の感染症対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担額については、令和7年2月10日を最終請求日として請求手続きを完了するようお願いしていたところです。

このたび、厚生労働省から各都道府県に対し、管内医療機関等へ調査を行い、**令和7年2月10日に請求できず令和7年3月31日までに請求を行う予定の金額及びその理由等を把握するよう**通知がありましたので、ご了知願います。

なお、県内医療機関に対し**当課から直接文書を発出し**、調査を実施しておりますのでその旨申し添えます。

記

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

<お問い合わせ先>
岡山県保健医療部
疾病感染症対策課 医療支援班
電話：086-226-7960

疾第 863 号
令和7年2月17日

公益社団法人岡山県薬剤師会長 様

岡山県保健医療部
疾病感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求等の調査について

平素より、本県の感染症対策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担額については、令和7年2月10日を最終請求日として請求手続きを完了するようお願いしていたところです。

このたび、厚生労働省から各都道府県に対し、管内調剤薬局等へ調査を行い、**令和7年2月10日に請求できず令和7年3月31日までに請求を行う予定の金額及びその理由等を把握するよう**通知がありましたので、ご了承ください。

なお、県内調剤薬局に対し**当課から直接文書を発出し**、調査を実施しておりますのでその旨申し添えます。

記

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

<お問い合わせ先>

岡山県保健医療部

疾病感染症対策課 医療支援班

電話：086-226-7960

各都道府県衛生主幹部（局） 御中

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応について

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を令和6年度に繰越し、令和7年2月10日を医療機関等から審査支払機関への請求期限としてご対応いただいているところです。

しかしながら、今年度内に発生した避け難い事故により、医療機関等において期限内に請求を完了することが困難であると整理可能な場合（注）については、別添1「事故繰越しを必要とする理由書（記載例）」を参考に、財務局と速やかに令和7年度への繰越し（事故繰越し）の協議を行っていただくようお願いいたします。

なお、事故繰越し手続にあたっては、各都道府県において、別添2の調査様式を活用し、繰越が必要な金額及びその理由等について都道府県内の医療機関・薬局への調査を行い、その報告に基づき、令和7年2月10日に請求できず、令和7年3月31日までに請求を行う予定の金額を、都道府県において年度内に支出ができない金額として、申請いただくようお願いいたします。

（注）事故事由の例：新型コロナウイルス感染症の5類移行後もなお継続して発生している新型コロナウイルス感染症の他、1週間患者数が過去最多となった季節性インフルエンザの大流行による患者対応などが重なったことにより、医療機関等の事務に多大な負担が生じた結果、コロナ公費分の請求を令和7年2月10日の請求期限までに完了できず、令和6年度内に交付を完了できない医療機関等が発生した。

（添付資料）別添1 事故繰越しを必要とする理由書

別添2 各医療機関等宛て調査様式

（参考）「繰越しガイドブック（令和6年6月）」（財務省HP）

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html>

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp

事故繰越しを必要とする理由書 (記載例)

※黒字は各都道府県共通の項目。赤字は各都道府県で内容が
変わる項目のため、記載を参考に理由書の作成をお願いします。

支出負担行為担当官 厚生労働省健康・生活衛生局感
染症対策部長

①事故繰越しの概要

所管・会計	厚生労働省 一般会計	組織・項	厚生労働本省 感染症対策費
「目」の名称	新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金	「目の細分」の名称	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交 付金
事項名	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (〇〇県)		
箇所名	〇〇県		
所在	〇〇県〇〇市〇-〇-〇		
事業内容	新型コロナウイルス感染症患者等の医療費の自己負担分に係る公費支援		
要繰越額	10,000,000 円		

②前年度における明許繰越し(翌債)時の関係書類の確認

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 前年度から明許繰越し(翌債)によって繰り越された経費である
<input type="checkbox"/>	2. 前年度から明許繰越し(翌債)によって繰り越された経費ではない

「1」に該当する場合は、以下の2項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「1-1」に該当しない場合は具体の理由を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	1-1. 「要繰越額」は前年度における明許繰越し(翌債)承認後の繰越額(確定額)の範囲内であることを確認 「1-1」に該当しない理由:
<input checked="" type="checkbox"/>	1-2. 「箇所別調書及び理由書」(事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可)を添付

③

支出負担行為年月日	R6 年 3 月 〇 日
支出負担行為済額	100,000,000 円

④

事故発生年月日	R7 年 〇 月 〇 日 (~ 年 月 日)
---------	--------------------------

⑤

事故事由	類型	その他
	事由	新型コロナウイルス感染症の5類移行後もなお継続して発生している新型コロナウイルス感染症の他、1週間患者数が過去最多となった季節性インフルエンザの大流行による患者対応などが重なったことにより、医療機関等の事務に多大な負担が生じた結果、コロナ公費分の請求を令和7年2月10日の請求期限までに完了できず、令和6年度内に交付を完了できない医療機関等が発生した。

⑥

当初の事業計画	R5 年 4 月 3 日 ~ R6 年 3 月 31 日
明許繰越し(翌債)後の事業計画	R6 年 4 月 1 日 ~ R7 年 3 月 31 日
事故繰越し後の事業計画	R7 年 4 月 1 日 ~ R7 年 5 月 31 日

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較(中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など)で説明してください。

連絡先	
TEL	
担当	

【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

以下に沿って記入をお願いします。

1 事故繰越しの概要について記載する。

支出負担行為担当官		〇〇局〇〇課会計課長		
①事故繰越しの概要	所管・会計	〇〇省 一般会計	組織・項	〇〇本省 〇〇事業費
	「目」の名称	〇〇事業費	「目の細分」の名称	〇〇事業費
	事項名	一級河川〇〇川河川改修工事		
	箇所名	第△△号		
	所在	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先～△△地先		
	事業内容	一級河川〇〇川河川改修工事に係る護岸工事 護岸工 L=300m		
	要繰越額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円		

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入してください。

前年度から明許繰越し(空債)によって繰り越された経費(本省繰越しを含む)であること等について、当該欄を確認の上、以下の点に留意しつつ、確認・添付を了したあとに✓を入れてください。

(留意点)
・前年度に明許繰越し(空債)を行っていない場合は、「2」に✓を入れ、「1-1」「1-2」の✓は不要です。
・前年度からの繰越事業分(全額明許繰越し)と本年度事業分の予算をまとめて契約(交付決定)した場合であっても、その全額を事故繰越しとして承認申請するものについては、原則、繰越「事項」をそれぞれ別立てしてください。
・添付する「箇所別調査及び理由書」に複数事項(箇所)の記載がある場合は、事故繰越しの対象となる事項(箇所)を着色するなど、容易に特定できるよう工夫してください。

2 前年度から明許繰越し(空債)によって繰り越された経費である(当該経費の事故繰越しではない場合は「2」にチェックし「1-1」「1-2」のチェックは不要)。

②前年度における明許繰越し(空債)時の関係書類の確認

<input checked="" type="checkbox"/>	1. 前年度から明許繰越し(空債)によって繰り越された経費である
<input type="checkbox"/>	2. 前年度から明許繰越し(空債)によって繰り越された経費ではない

「1」に該当する場合は、以下の2項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「1-1」に該当しない場合は具体的な理由を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	1-1. 「要繰越額」は前年度における明許繰越し(空債)承認後の繰越額(確定額)の範囲内であることを確認
	「1-1」に該当しない理由:
<input checked="" type="checkbox"/>	1-2. 「箇所別調査及び理由書」(事項名、

当初(変更があった場合は変更後※)の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。なお、当該欄は、「繰越計算書(事故繰越しの分)」の同欄のうち上段()書きと原則一致させてください。※「変更があった場合」とは、変更契約等(補助事業等においては変更交付決定)により新たな債務負担額が発生する(=支出負担行為に該当する)場合を指し、期限変更のみ等の新たな債務負担額が発生しない(=支出負担行為に該当しない)場合は、当初の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。

3 支出負担行為は実施済みである。

③

支出負担行為年月日	R5 年 5 月 1 日
支出負担行為済額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入してください。

4 事故が生じた年月日は③より後である。

④

事故発生年月日	R6 年 9 月 1 日 (～ 年 月 日)
---------	------------------------

繰越しガイドブック 参考資料編「2. 事故繰越しの事例」における類型(1. 異常気象等、2. 工事現場等での障害、など)のうち該当するものを選択してください(該当する類型がない場合は「その他」を選択してください)。※「変更があった場合」とは、変更契約等(補助事業等においては変更交付決定)により新たな債務負担額が発生することから、例文と一致していることをもって必ずしも事故繰越しが承認されるものではないことにご留意願います。

5 事故事由

⑤

事故事由	<p>類型 工事現場等での障害</p> <p>事由 工事を実施していたところ、令和6年9月1日に上流域において事前調査では確認されなかった不安定土砂が大量に堆積していることが判明した。即日、工事を中止して現場の安全確保のための対策検討を行った結果、上流部に土石流捕捉のためのワイヤネットとともに土石流の前兆現象を把握するためのセンサーを設置する必要が生じ、これらの設置工事に6か月の不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となった。</p> <p>事故事由を確認するため、事故発生年月日にどのような事故が発生し、事業の進捗にどのような影響を及ぼしたのかを具体的に記入してください。</p>
------	---

支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入してください。なお、前年度に明許繰越し(空債)を行っている場合、それと同じ繰越事由をもって事故繰越しすることは認められません。

6 事故事由は当該年度中の事由である。

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである。

⑥

当初の事業計画	R5 年 4 月 3 日 ～ R6 年 1 月 31 日
明許繰越し(空債)後の事業計画	R5 年 4 月 3 日 ～ R6 年 12 月 20 日
事故繰越し後の事業計画	R5 年 4 月 3 日 ～ R7 年 9 月 19 日

明許(空債)承認時の「事務事業の完了の見込年月日」を記入してください。改め明許の場合には、改め明許承認時の事業計画を記入してください。

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認してください。

8 事故事由に記載した内容以外に事業の遅れの原因がある場合には、事業計画との比較により理由を記載する。

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較(中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など)で説明してください。

【工期の長期化の理由】
上流域に不安定土砂が大量に堆積している事実を踏まえ、より現場の安全確保を講じる必要が生じたため、護岸工事に6か月要する予定であったところ9か月(6か月+3か月)要することとなった。

【契約の推移】
R5年4月3日 当初契約
R5年4月20日 変更契約(1回目、工期延長のみ)
R5年5月1日 変更契約(2回目、増額変更)
(空債承認後) R5年12月1日 変更契約(3回目、工期延長のみ)

事故事由について、補足がある場合には記入してください。また、契約(補助金等の交付決定)を複数回行っている場合には、その日付、回数及び契約(補助金等の交付決定)額の増減の有無を記入してください。(例) 補助金等の交付決定を複数回行っている場合
【契約の推移】
R〇年〇月〇日 交付決定
R〇年〇月〇日 変更交付決定(1回目、期間延長のみ)
R〇年〇月〇日 変更交付決定(2回目、増額変更)
(空債承認後) R〇年〇月〇日 変更交付決定

事故繰越しをすることは適切である。

連絡先	〇〇局◇◇課
TEL	012-345-6789
担当	財務 太郎

事故繰越しの類型と事由の例

(※繰越しガイドブック《参考資料編》から抜粋)

- 繰越しガイドブック《参考資料編》「2. 事故繰越しの事例」に掲載している内容は以下のとおりであり、「事故繰越しを必要とする理由書」のうち「類型」(1. 異常気象等、2. 工事現場等での障害、など)及び「事由」の記載に当たって参考にしてください。
- なお、以下の事例についてはポイントを絞った簡潔な記載としているものであり、事事故事由の審査に当たっては、個別具体的に事故繰越しの要件を具備しているかを確認することから、例文と一致していることをもって必ずしも事故繰越しが承認されるものではないことにご留意願います。

(参考)繰越しガイドブック

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html>

1. 異常気象等

<〇〇施設の擁壁等工作物の復旧工事>

- ① 令和〇年〇月に発生した〇〇地震の余震(震度4)で本震により元々傾倒していた擁壁が〇〇市の管理する水路を破損させたため、水路補修を行う必要が生じた。
工法検討の結果、経済合理性の観点からVS側溝を用いた工法を選択することとなり、VS側溝は受注生産で製作期間だけで最低〇ヶ月必要であることから、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇学校施設の復旧工事>

- ② 豪雪の影響で、工事用道路となる国道〇号線の復旧工事が遅延し、当初令和〇年〇月であった開通の見込みが、〇月にずれ込んだことから、本工事の着手を〇月に延期せざるを得なくなった。
なお、本工事箇所へは当該工事用道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの〇ヶ月間工事を中断せざるを得なくなった。

<地すべり面の拡大に伴う下流域の被害防止のための緊急対策工事>

- ③ アンカー工等施工のための上部からの法面整形作業中に、降雨の影響により地すべりが発生し、不安定土砂の排出とアンカー工の長さ等の規模による対策工の再検討を実施したため、〇ヶ月の不測の日数を要した。
その後、アンカー工基面造成中に、降雨の影響により基面が浸食されたため、対策工を検討し、再度の造成を実施したことから、さらに〇ヶ月の不測の日数を要した。

<換地業務の事業に要する経営体育成基盤整備事業>

- ④ 令和〇年〇月の〇〇地震により基準点測量成果の公表が〇ヵ月間停止されたため、換地処分・換地登記ができなくなり、年度内の事業完了が困難となった。

<排水機場整備事業に要する農地防災事業>

- ⑤ 降雨と融雪の影響により〇〇川の外水位が過去最高水位(〇月の水位・〇〇年～〇〇年が〇m、今回が〇m)になったため、工事現場内が湛水状態となり堆積土砂や残留ゴミの除去に〇ヶ月を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<背後の森林を保護するための海岸防潮護岸工事>

- ⑥ 令和〇年〇月～〇月の間に3度にわたる異常気象(暴風による高波)により、工事施工中の資材等を運搬するための工事用作業道路及び床掘り工事箇所が被災を受け、その復旧に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<治山事業における谷止工>

台風の影響による集中豪雨(24時間雨量〇mm)により、資材搬入路である県道が被災し、本件事業(以下「国工事」)の車両の通行ができなくなった。(迂回ルートなし)

- ⑦ 県による県道復旧工事(以下「県工事」)にかかる被災査定・設計作業等の完了を待って、国が、国工事再開のために県道の応急復旧を行うことについて道路管理者と合意し、年度内に国工事を完了させる計画を立てていたが、設計作業等を行う間も、被災した道路擁壁基礎部からの吸出しが進行しており、道路管理者との打ち合わせにおいて、仮復旧は困難であり、車両の通行止めは解除できない旨、通告されたことから、当該道路の通行止めが解除されるまでの〇ヶ月間工事を中断せざるを得なくなった。

<えん堤を設置する砂防工事>

本えん堤及び副えん堤施工中に、令和〇年〇月の豪雨(24時間雨量〇mm)により、作業ヤード盛土の大型土のうが崩壊して多量の土砂がえん堤施工箇所流れ込み、設置していた型枠が壊れるなどした。その復旧作業に〇ヶ月を要し、工事再開が〇月、副えん堤工の完了が〇月となった。残工事(本えん堤工等)には〇ヶ月必要であるが、〇月中旬からの冬季作業不能期間後に工事再開となるため、年度内の事業完了が困難となった。

⑧

<護岸等の災害復旧事業>

事業箇所への進入路を調査したところ令和〇年〇月からの豪雪による予期せぬ倒木が多数発見され、倒木処理を行う必要が生じたが、本地区は昭和38年に廃村となっているため、地権者の特定等に〇ヶ月を要することとなった。また、令和〇年〇月豪雨による進入路の路肩の崩壊等により通行不能となり、令和〇年〇月まで工事箇所への進入が不可能となった。このため、工事着手は令和〇年〇月となったが、本地区は豪雪地区であり冬季間の工事ができないため、年度内の事業完了が困難となった。

⑨

<一級河川〇〇川の築堤護岸工事>

令和〇年〇月に例年になく豪雪があり、しかもそれが根雪となり、〇月〇日に〇mの積雪を記録した。(過去〇年間の同時点平均は〇m)

⑩

降雪により、現場内及び運搬路の除雪、更には作業中においても現場内除雪を平行しながらの作業となり、作業効率が大幅に落ち、降雪により土砂に含まれる水分量が多くなり、護岸工の盛土の締固管理が十分に行えない状況となり、作業効率は著しく低下した。この結果、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<国宝及び重要文化財の〇〇神社本殿の修復事業>

復旧工事中、令和〇年〇月に襲来した台風〇号により、床上浸水、塩害を受けた。

⑪

修復事業の実施に当たっては、修復箇所の部材の乾燥及び塗装工事(丹塗り、胡粉塗り、墨塗り、漆塗りなど)における膠や漆などを使用する伝統的な材料は、部材の温度や湿度によって乾燥期間が変化するという特殊性を考慮しなければならないことから、各種の工程組替えが必要となり、〇ヶ月の不測の日数を要した。

2. 工事現場等での障害

<〇〇庁舎の耐震改修工事>

建物周辺の掘削(根切工)を行ったところ、図面になく地下埋設管が発見された。現存の建物図書等に記載はなかったため、埋設管の周辺及び庁舎全域にわたり配管ルートの試掘調査を実施した結果、現在使用中の給水管及び電話回線であることが判明し、切り直し工事を実施した。この調査に〇ヶ月、切り直し工事に〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

①

<〇〇庁舎の耐震ブレース及び耐震壁設置等の耐震改修工事>

- ② 耐震改修工事に当たり掘削工事を開始したところ、想定していなかったコンクリートガラ、配管等の地中障害物が多数発見された。
このため、障害物の撤去作業に〇ヶ月を要したため、年度内の事業完了が困難となった。
なお、事前の調査の段階では地中障害物は発見されていなかった。

<〇〇施設のうち未整備の庁舎等の整備>

- ③ 建設予定地の掘削及び地盤改良を進めていく過程において、排水ポンプ等の使用では対処できないほどの激しい地下湧水が発生した。
このため、広範囲に矢板を埋設して地下湧水に対処することにしたが、矢板の埋設に際し、地下埋設物が障害となるなど、これらの対応に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<国宝〇〇〇古墳壁画の恒久保存対策のための墳丘仮整備>

- ④ 古墳としては極めて珍しい飛鳥時代の排水施設である排水溝が検出されたため、墳丘周辺部の継続的な発掘作業が必要となった。
本事業は、当該発掘調査の完了を待たなければできないことから、工期を〇ヶ月延長する必要が生じ、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇学校の改築工事>

- ⑤ 校舎改築工事において、建設残土を「〇〇県建設発生土管理基準(〇年施行)」に基づき調査したところ、環境基準の〇倍のヒ素が検出された。
このため、工事を中断し、ヒ素の汚染範囲等を詳細調査するとともに、汚染土の処理方法や搬出先の調整、工法の変更などに〇ヶ月の不測の日数を要した。
なお、事前の調査の段階では環境基準を超えるヒ素は検出されていなかった。

<〇〇施設の耐震改修工事>

- ⑥ 工事着手後、天井梁のモルタル部分が落下する事故が発生した。
工事施工業者より、この状態で工事を継続することは今後も工事の振動によるモルタル落下の危険性があり、作業員への危険も伴う旨の発議があったことから、施工上の安全性の確保の観点から工事を一時中断し、モルタル部分の調査を行うこととした。この調査に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

<災害関連緊急治山工事>

- ⑦ 準備工を開始したところ、近隣の〇〇温泉より要望書(工事箇所付近に所在する水道管の影響調査)が提出されたため試掘したところ、水道管が山腹工の崩壊箇所の地中に埋設されていることが判明した。
埋設箇所は鋼製砕土留工の計画箇所に近く、重機による床掘土砂の移動作業や埋め戻しの作業により破損が危惧されたが、土留工の位置変更、構造変更も困難なことから、水道管の移設を余儀なくされ、その検討、移設工事に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<〇〇施設建設工事の事業に要する農業・食品産業強化対策整備>

- ⑧ 工事現場内で火災が発生(令和〇年〇月)し、建物等が消失した。
工事契約約款に基づき再建することになったものの、再建計画の検討などに〇ヶ月間を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<管水路、調整地及び揚水機場の新設・改修>

- ⑨ 橋台の基礎工施工に当たり杭の支持層を確認するためボーリング調査を実施したところ、過去に行った地盤調査のサンプル試料等から想定していた深度では支持層が確認できず、想定とは異なるより深い所で支持層が確認された。判明した支持層まで杭長を延長する必要が生じたため、杭の再設計に伴う河川管理者との再協議を実施したため、杭打設をするまでに〇ヶ月の不測の日数を要した。

<旧国営事業により整備された農業用水路施設の安定的な用水供給と施設等の維持管理の合理化を図るための改修整備>

- ⑩ 地盤改良をすべく試掘調査を行ったところ、大量の産業廃棄物が発見された。
なお、事前の地歴調査ではこの産業廃棄物がある蓋然性は認められなかった。
この不法投棄について調査をしたが経緯等は不明であったため、やむを得ず本件工事において廃棄物を処分場へ搬出することにしたが、有害物質が処分されている可能性があることから土壤汚染調査を行う必要が生じ、廃棄物の分別作業に〇ヶ月、土壤汚染調査に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<近年の住宅開発に伴う排水量の増加等に対応した農業水利施設の排水機能回復工事>

- ⑪ 県道地下に推進管を通すため、道路管理者と既設埋設管の確認を行ったところ、光ケーブル管が埋設されていることが判明したことから試掘確認調査を行うこととなった。
光ケーブル管は入手した図面どおり確認されたが、更に深い位置に記録漏れとなっていた光ケーブル管が確認されたため、この埋設管の通信性能等を含めた今後の取扱い及び本件推進工事への影響の有無について検討することとなったため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<一級河川〇〇川の土砂流出災害工事>

- ⑫ 工事着手したところ、上流域において事前調査では確認されなかった不安定土砂が大量に堆積していることが判明した。
工事を中止して現場の安全確保のための対策検討を行った結果、上流部に土石流捕捉のためのワイヤネットとともに土石流の前兆現象を把握するためのセンサーを設置する必要が生じ、これらの設置工事に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<船艇基地等の護岸復旧及び給油タンク等機械設備の再設置>

- ⑬ 工事着手後に船舶基地施設の土壌から基準値を超えるダイオキシンが検出されたことから、〇〇市環境部局と協議した結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処置が必要になり、汚染土壌の区域確定に〇ヶ月、土壌処分に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。
なお、事前に行った地盤調査では環境基準を超えるダイオキシンは検出されていなかった。

<既存施設の解体及び地域交流センターの新設工事>

- ⑭ 解体工事中にアスベスト含有吹付材が使用されていることが判明した。
このため、アスベスト調査に〇ヶ月、その除去作業に〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。
なお、アスベスト調査は令和〇年度に実施しており、その際は「含有なし」との調査結果であった。

<鉄道立体交差化事業の一環としての変電所改築工事>

- ⑮ 鉄道の立体交差工事に当たり、隣接する鉄道用変電施設の移設のための基礎杭工事についてBH工法を用い実施していたところ、コンクリート打設中に孔内崩落事故が発生した。
このため、本件事故箇所の杭の撤去に〇ヶ月、代替工法の検討・変更〇ヶ月、工法変更に伴う機材の入手に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇湾の防波堤の基礎工(捨石投入・慣らし)・本体工(ケーソン据付)・上部工>

- ⑯ 防波堤築造のためのケーソンを据え付ける大型起重機船について、同船を構成する機械設備の耐用年数やこれまでの稼働状況など客観的に見ても想定されないような故障が発生し、修理のために〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。
なお、大型起重機船は、国内に3隻しかなく、他の2隻は〇〇港及び〇〇港の拡張工事で使用中であったことから、代替船の確保は困難であり、修繕を待っての作業とならざるを得ない状況であった。

<一般国道〇号〇〇橋の橋脚補強工事>

- ⑬ 仮締切設置のため河床を浚渫していた際に、石張護岸に陥没が生じたため調査したところ、杭基礎の腐食損傷による耐力低減が変異の原因であることが確認された。このため工法を変更し、鋼矢板土留め工を採用することになったが、当初予定した工法に比べ〇ヶ月の追加の工期を要することから、年度内の事業完了が困難となった。

<一級河川〇〇川の護岸原形復旧等を行う災害防止事業>

- ⑭ 護岸工事中に法面崩壊が発生したため追加の地質調査を行ったところ、護岸工事付近の地質が工事前に実施した近傍の地質調査結果と異なっていることが判明した。このため、追加の地質調査、対策工法の検討を行ったところ、軟弱地盤の置き換えが必要となり〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

<一級河川〇〇川の護岸原形復旧等を行う災害防止事業>

- ⑮ 試掘の際、埋蔵文化財包蔵地(〇〇城址)が発見され、本格的な埋蔵文化財調査が必要となった。当初〇ヶ月の調査予定であったが、想定していなかった新たな遺構が発見され調査が〇ヶ月延長されたことから、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇施設の災害復旧工事>

- ⑯ 天井裏に敷設していた暖房用給湯管の試験通水を行ったところ、複数箇所から漏水が確認されたことから、施設全体にわたって漏水範囲の確認調査を行う必要が生じた。このため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。
これは被災後しばらく当該施設の使用ができない間に給湯管が凍結・破損したものであり、また暖房施設については復旧工事対象外であったことから、試験通水時まで発見できなかったものである。

<重要文化財〇〇家住宅の災害復旧工事>

- ⑰ 着工後、土蔵6棟の解体工事を行った結果、修繕・改築・移築等が複数回繰り返されていることが判明した。
修理方針について文化庁に照会したところ、建築時(当初)に復することが原則である旨の指導があり、原形を確定するため古文書調査を行い、同庁の指導を受け方針を策定し、文化財保護法に基づく原状変更許可手続を行ったことから、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<電線共同溝の設置事業>

- ⑱ 本工事の雨水管施設であるマンホールの設置箇所水道管が支障となるため、移設工事に着手したところ、当該区間の配水を停止するために必要なバルブが破損しており、数百世帯に影響が出る水道幹線の配水を停止する必要が生じた。このため、排水計画と支障物件移設箇所の見直し及び設計変更に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇橋の震災対策工事>

- ⑳ 事業箇所において、特別天然記念物オオサンショウウオが発見され、オオサンショウウオ保全対策検討委員会にて保全対策工法を検討する必要が生じ、その調整に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

<豪雨による林道復旧工事>

- ㉑ 山腹上部の法切及び排水工を施工していたが、山腹上部の土塊が直下の〇〇林道に崩落するようになったことから、地表伸縮計等の地すべり観測機器を設置した。〇ヶ月観測したところ、山腹下部において沈下変動が確認され、斜面下部が流動的に継続移動していたことから、このままの状態で工事を実施すると重機の転落等の恐れがあると判断し、工事を一時中断、地質調査会社に調査を依頼した。調査の結果、地下水対策を行う必要があるとのことから追加工事を行ったため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇の農地整備事業>

- ⑳ 事業箇所における河川において、天然記念物アユモドキ(淡水魚)が発見され、環境省及び自治体からの正式な要請を受け、事業を中断の上、その調整等に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

<木質バイオマス活用促進事業>

- ㉑ 中東情勢の悪化から船舶襲撃の危険性が高まり、輸入予定である木質バイオマスガス化熱電併給設備の海上輸送ルートが変更となったことから、日本への到着が〇ヶ月遅れ、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇学校の校舎改築工事>

- ㉒ 工事現場において電線ケーブル(敷設前、敷設後とも)の盗難事故が発生し、〇日後に他の工事分から融通することができたものの、再施工・再仕上で〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

3. 住民・地権者等関係者等との調整等

<〇〇建物の解体撤去工事>

- ㉓ 工事施工に伴う振動・騒音に関して、近隣住民に対して事前の説明や案内等により了承を得ていたにもかかわらず、苦情の申し立てが頻発し、防音対策による工事の一時休止や工事時間の制限を余儀なくされたことから、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇校舎等の建替工事>

- ㉔ 校舎棟内部及び学校水泳プール鋼材部への有機溶剤(シンナー系塗料)を用いた耐火塗装吹付け工事に当たり、悪臭防止法に基づき条例等に則り悪臭対策を実施していたものの、近隣住民からシンナー系異臭の臭気対策を求められた。このため、ダクト・送風機の設置、窓枠の目張り、活性炭入りマスクの配布に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<〇〇施設の新築工事>

- ㉕ 建設予定地周辺の住民説明会では概ね理解を得られていたが、環境悪化等を理由に反対運動が起こり、地元〇〇市を含め対応するものの、その収拾に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇施設の改修工事>

- ㉖ 工事施工中、クレーンの転倒事故により近隣家屋を一部損壊する被害が生じ、工事中止を余儀なくされた。このため、関係機関(〇〇)との安全体制の強化及び地域住民への工事の安全対策の説明に〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

<谷止工の災害復旧事業>

- ㉗ 事業に必要な用地購入にあたり、年度途中に地主の一人が死亡したため、相続人との売買価格交渉に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇漁港防波(潮)堤の嵩上げ工事>

- ㉘ 工事の施工に伴い想定外の躯体幅の増厚補強の必要性が判明し、この増厚補強により既設通路が確保できなくなることから、新たに船揚場側に通路を設置する必要が生じたため、地元漁業関係者との調整が必要となった。しかしながら、一斉帰島でないことから関係者との交渉体制が整わず、協議に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<災害防止事業(河道拡幅、河床掘削による断面拡大等の改良復旧事業)>

- ⑦ 農水管の切替工事を伴う橋梁等については○週間の断水が必要となるため地元用水組合とは梅雨時期の○月上旬に実施することで合意を得ていたが、○月上旬から○月中旬まで近年にないほど降雨が少なく、農作物への影響を懸念した組合から、今後の渇水の懸念から用水が不要となる○月まで工事を延長するよう強い要請があり、○ヶ月間の工事中断を余儀なくされた。

<車線拡幅を伴う橋梁の架け替え及び取付け道路の整備>

- ⑧ 道路拡幅工事に伴う用地買収については、移転先に建物が完成した後、地権者から土地が引き渡される予定であった。しかし、地権者が鋼材価格の高騰、資材不足を理由に、移転先に建設を予定していた建物の構造を鉄骨造から木造へ変更したことから、当初○月に予定されていた土地の引渡しは○月にずれ込んだ。このため、本工事についても○ヶ月の工期延長を余儀なくされた。

<車道拡張事業に係る建物等の移転補償>

- ⑨ 令和○年○月○日に補償契約を締結したが、急遽地権者が商用による長期間(令和○年○月～○月)の海外出張を余儀なくされたため、その間移転作業を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<○○川水門改築に伴い不要となる水門施設の撤去、○○川堤防の付替に伴う築堤及び○○川付替に伴う護岸工事>

- ⑩ 築堤用盛土として使用する土砂は、○○県による○○川の改良復旧による発生土を利用する計画であり、県と事前に土砂受け入れ基準等の情報を共有し土質について問題がないと確認していたところであるが、県事業による発生土砂の多く、土砂受け入れ基準に満たない土質であることが判明したため、改質が必要となり、当初見込んでいた搬入量を確保できなくなった。このため、追加の土砂の確保に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<国道○号線の復旧工事>

- ⑪ 工事の施工に伴って発生する汚染土壌を仮置場に搬出しながら実施することとし、仮置場の近隣住民の同意を得ていたが、工事着手後の令和○年○月になって、予定していた仮置場の近隣住民から、仮置場反対の申し入れがあり、工事を一旦中断せざるを得なくなった。この調整に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<○○地区○○工事>

- ⑫ ○○工事において、令和○年○月に○○について利用者との合意を得た上で事業を開始したところであったが、○月○日に利用者側から○○を理由に○○の変更を求められた。利用者と再度協議を行った結果、○○の見直しを図ることとなり、その調整に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<○○学校の新校舎建築工事>

- ⑬ 保護者や学校関係者等で組織された委員会からの意見をもとに基本設計された設計積算は終了していたが、その後の建築用資材の急激な高騰により予算を大幅に超過することが判明した。そのため、構造設計(○○工事の規模縮小、○○の取止め)等の大幅な見直しと委員会と再調整を行う必要が生じたことから、着工までに○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇施設の〇〇工事>

- ⑭ 〇〇処理事業において、受入を了解していた〇〇市から、令和〇年〇月に〇〇に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があった。この調整に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<連続立体交差事業及び新幹線建設事業の整備>

- ⑮ 本事業により移転することとなった地権者と令和〇年〇月に契約を締結したが、当該地権者が要介護となった家族を在宅介護する必要が生じたため、建物の設計変更(エレベーターやスロープ)が必要となった。このため〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

4. 請負業者の倒産等

<〇〇学校の建替工事>

- ① 本工事の実施設計(委託設計)業務を行っていた設計会社が倒産したことにより業務の継続が不可能となり、新たな設計会社と契約を交わし業務を継続することになった。これにより、当初予定していた建築確認の取得、工事着手に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<〇〇学校の〇〇整備工事>

- ② 令和〇年〇月に受注業者が資金繰りの悪化を理由に民事再生法の適用を申請した。当該受注業者がその後も引き続き当該工事を行うこととなったが、民事再生法に基づく工事出来高の把握、債権者(下請業者)に対する説明会を開催する必要があったことから〇ヶ月間の工事中断を余儀なくされ、年度内の事業完了が困難となった。

<一級河川〇〇川の災害防止事業>

- ③ 橋梁工事等について、請負業者である鉄骨加工メーカーが自己破産し、裁判所の保全命令により鋼管杭等が搬出できない状態となった。その後、破産管財人が決定し、協議の結果搬出可能となったが、その間〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇機器の導入>

- ④ 事業者より納品された〇〇が、「〇〇法」に適合していないことが判明した。そのため、製造業者における改修及び「〇〇法」適合申請等に〇ヶ月の不測の日数を要する見込みとなった。なお、当該〇〇が〇〇法に適合したものであるかどうかについては、販売業者及び製造業者から事業者への説明がなく、パンフレット等の資料にも記載がないことに加え、事前情報でも把握できなかった。

<〇〇船建造事業>

- ⑤ 〇〇船の建造にあたり、造船用鋼材及び主要機器(発電機、舵等)を建造計画に沿って発注したものの、国内外における造船工事の急激な増加から計画どおりの納入が難しい旨の連絡があった。納期どおりに建造可能な代替業者も見つからなかったことから当該業者からの納入を待つほかなく、〇ヶ月の不測の日数を要する見込みとなった。

<〇〇施設の土木建設工事>

- ⑥ 基礎杭の施工管理資料の一部改ざんが見つかったことにより、基礎杭の支持力を確認するための手法検討に〇ヶ月、確認検査の実施に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇市の水処理施設工事>

- ⑦ 令和〇年〇月市議会提案を予定していたところ、落札候補業者が〇〇市発注下水道事業の談合疑惑により〇〇地検特捜部より家宅捜索を受けたため、落札決定を保留し、〇月議会へ見送りとなった。その後、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が出されたため、入札を取りやめることとなり、再度候補者選定からやり直す必要が生じ〇ヶ月の不測の日数を要した。

<一般国道のバイパス整備事業>

- ⑧ 令和〇年〇月、工事施工中に作業員の死亡事故が発生し、労働基準監督署からの現場作業の中止指示が出されたため、令和〇年〇月から〇月まで工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇地区民有林治山事業>

- ⑨ 受注業者の主任技術者(直接かつ恒常的な雇用関係にあり、資格と実務経験を有する者)が急病による長期入院を余儀なくされたことから、急遽求人を行ったものの応募がなかった。その後、別の請負工事の主任技術者を本工事の後任に充てることで調整できたものの、令和〇年〇月から〇月の〇ヶ月の間、本工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

5. 他事業・他機関等との関係

<〇〇刑務所の収容棟新築工事>

- ① 入所者の環境改善のため、取り壊し予定の旧棟を空室化していたところ、管内他県の大規模な刑務所暴動事件により、当該刑務所内から治安維持のため受刑者の受入れ要請があり、急遽〇ヶ月間の一時受入れをする必要が生じた。この間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇学校の校舎改築工事>

- ② 本事業については、令和〇年に改正された建築基準法に基づき、令和〇年〇月に構造適合判定機関との事前審査を開始し、〇月には建築確認許可を得る見込みであった。ところが、県内では令和〇年度においても、構造計算適合判定の審査体制が十分確保されなかった(県内の2つの指定機関では令和〇年〇月まで常駐判定員が未配置)ために、建築確認の許可が予定よりも〇ヶ月遅れたことから、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇施設の増築工事>

- ③ 建築基準法の改正に伴い、構造計算の検証に必要な国土交通省監修の「建築物の構造関係技術基準解説書」等の発行が当初〇月に予定されていたが、その発行が〇月にずれ込んだことから、本事業にかかる検証作業が遅れ、建築確認済証の交付を受けるまでに〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇保安林作業道の治山施設(橋梁等)の復旧工事>

- ④ 某団体から、「本事業地周辺でイヌワシの飛翔が比較的良好に見られるようになり営巣等の可能性がある。また、工事車両に係る騒音も想像以上で営巣等に影響が大きいことから、令和〇年〇月までイヌワシの営巣等の状況を観察し、イヌワシが繁殖していないことを確実に確認し、〇月以降に工事を実施いただきたい。」旨の申出があったことから、令和〇年〇月から〇月まで観察のため工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇駅周辺の再整備(舗装等)>

- ⑤ 工事着工後、令和〇年〇月になってJR〇〇線の高架橋の耐震補強工事が施工されることとなり、同社の工事が完了しないと本工事に着手できない部分があることが判明した。このため、令和〇年〇月から〇月の〇ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<中国での「農村地域等における分散型排水施設」の技術検証>

- ⑥ 令和〇年〇月から事業を開始し、設計は〇月に完了したものの、〇月に着工地である中国の〇〇市で暴動が発生し、建設工事開始に必要な〇〇市建設局による「建設工事企画許可書」の発行が見送られた。
同許可書の発行が令和〇年〇月になるとのことから、年度内の事業完了が困難となった。

<原子力空母の米海軍施設への配備に伴う施設に隣接する提供水域内の浚渫工事>

- ⑦ 米艦船の入出港にあわせて、工事中に必要な水質汚濁防止膜の撤去、再設置のため、あらかじめ米側と日程調整のうえ工事着手したところ、米側の事情から艦船の運用日程の変更及び追加が生じたため、工事中断、水質汚濁防止膜の撤去、再設置に〇ヶ月の不測の日数を要した。

<〇〇飛行場内の家族宿舎の整備に先立ち行う既設住宅の解体工事>

- ⑧ 別事業で行っている隊員用住宅の完成が遅れているために、本事業で解体予定の住宅を一時利用するとして、〇月に工事を中断するようにとの要請が米軍からあった。
そのため、〇ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

<上下水道管渠築造工事>

- ⑨ 本工事の施工場所(道路)に近接する法面が令和〇年〇月の豪雨(激甚災害指定)で崩落したことから、〇〇市が事業主体となる法面对策工事を優先(工事車両の通行等)させるために、〇ヶ月間の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

6. 資材の入手難

<〇〇整備事業>

- ① 本件工事に係る製品メーカーの火災により製品及び制作機械が損傷し予定期日内の製品納入が不可能となったため他のメーカーからの調達及び代替できる既製品について手配したものの、他からの同種製品の調達はできなかった。
火災発生から〇ヵ月後に、当初納入予定のメーカーの機械が復旧したことから、同社製品の調達により工事を再開したものの、年度内の事業完了が困難となった。

<〇〇設備整備事業>

- ② 〇〇による影響に伴う海外工場の稼働停止により、整備予定であった〇〇設備に使用される装置部品等の納期が遅延することが判明し、年度内の事業完了が困難となった。
なお、代替可能装置の検討を行うとともに、メーカーに対しても互換品の検討及び代替品への仕様変更指示を行うなど、装置部品等の調達に向けて取り組んだものの、納期の短縮に繋がる代替案はなかった。

<〇〇装置の調達>

- ③ 〇〇装置の調達に当たり、業者と令和〇年〇月〇日を納期として契約締結したが、契約業者より下請業者のグループ統合に伴う社内運用変更に伴い整備完了が遅延する旨の申し出があり、年度内の事業完了が困難となった。
なお、下請業者においてグループ統合に伴う社内運用変更が行われることを事前に想定することは困難であるほか、調達予定の装置は契約業者が所有する既存装置への取付けを前提としており、代替品対応や他の業者からの調達は困難であった。

※「資材の入手難」における事故繰越しの要件(避け難い事故)の審査に当たっては、納入遅延等の本質的な要因となった事象(工場の火災による稼働停止など)を踏まえ個別具体的に判断することとなるため、当該事象が事故事由を確認できる書類(請負業者からの納入遅延通知書等)に明示されていない場合は「事由」欄に記載すること。

医療機関・薬局名	請求先の審査支払機関	請求件数 (※)	公費分の金額 (※)	2月10日の請求に間に合わなかった理由
A	〇〇県国保連合会			インフルエンザ等の感染拡大により、患者対応に追われたため。
	診療報酬支払基金			同上
B	〇〇県国保連合会			同上
	診療報酬支払基金			
C	〇〇県国保連合会			
	診療報酬支払基金			

(※) 令和2年4月30日付け保医発0430第4号(厚生労働省保険局医療課長通知)及び令和5年3月20日付け保医発0320第1号(厚生労働省保険局医療課長通知)に基づく公費負担者番号による請求のうち、令和7年2月10日に請求できず、令和7年3月31日までに請求を行う予定のもの。